

同朋社会をめざす会

教学の再構築

政策提案

第58回宗議会報告

発行日 2013年8月10日

真宗大谷派宗議会議員団

「同朋社会をめざす会」 <http://doubousyakai.com>

代表 玉光 順正（山陽教区）

事務局 眞野 琢児（名古屋教区）

〒491-0806 愛知県一宮市千秋町浮野屋敷 191 法林寺内

親鸞・蓮如・教如の精神を今
—時代に呼応する宗門形成に向けて—

わが真宗大谷派宗門は二〇一一年三月十一日の東日本大震災、福島原子力発電所事故、その直後から、宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌をつとめ、二〇一二年には同朋会運動五十周年を迎え、そして二〇一三年四月には東本願寺分立の祖、教如上人四百回忌をつとめました。そして今、それらの歩みの上に新たな出発をすべき時を迎えています。

考えてみれば、宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌で「真宗」を問い、教如上人四百回忌で「大谷派」を問い、親鸞の思想を運動として表現したのは、同朋会運動の中では語られることのなかった、中興の祖蓮如上人であることは言うまでもありません。

とすれば、今私たちは改めて、親鸞、蓮如、教如という流れの中の新たな宗門の形成が求められている時と云えるのではないのでしょうか。そのために何が必要なのでしょうか。

私たちは、真宗大谷派宗議会議席をおくものとして、緊急の課題として二つのことをあげたいと思います。

まず第一には、真宗教学の再構築です。かつては、世間的にはそんなに知られているという事はなかったでしょうが、清沢満之以来の近代真宗教学は、ある意味で世界の思想状況と対応しようとする姿勢、その力も少しはあったと言えるでしょう。今はどうでしょうか。全くとは言いたくありませんが、全然そんな心気もありませんし、当然内容的にも力が無くなってきていると言わねばならないのではないのでしょうか。

ただ全く無くなったとは言いたくないというのは、曾我量深、安田理深、藤元正樹氏等巨人の教学に実際に触れたことのある人たちがまだ存在しているということとは、大きな可能性が残っているということでもあると思われまます。

今、一番大切なことは、同朋会運動を本来の運動にかえすことではないのでしょうか。もともと、訓覇信雄さんたちが提起した同朋会運動は、教団を守る運動ではなく、教団を挙げての教学運動、大乘仏教運動であったと言っているでしょう。だからこそ「人類に捧げる教団」と言ったのです。

「有情ようやく身小なり」といわざるを得ない現代、言葉どおり「人類に捧げる教団」としての真宗大谷派の名によるスケールの大きな真宗教学が待ち望まれています。

教団と教学ということ言えば、教学あつての教団ということです。つまり、教団は教学によつて常に批判され続けられるものです。それが今では、教団あつての教学、言いかえれば御用教学になってしまっていると云つてもいいほど教学に力が無くなっているのではないのでしょうか。教団外に対する発信力もなければ、教団外からの呼びかけに対して呼応する力も無くなっていると言わざるを得ません。

今、大谷派で語られている多くの親鸞は本当に小さくなつてしまつています。まさに浄土真宗が、仏教の中の一宗派になってしまつています。そこからは宗門外との対話、交流、対決ということは全く無理です。しかし、現代という時代が本当に待ち望んでいることはそのことに外なりません。

重ねて言いますが、可能性は残されています。大谷派

のご門徒で各方面で活躍されている方々を始めとして、大谷派内外の縁のある人々が、親鸞の思想を核として、共同作業として親鸞教学、大乘仏教の教学を明らかにすることが求められています。

真宗政治学、真宗経済学、真宗科学、真宗医学、真宗環境学、真宗情報学、真宗教育学、真宗人権学、真宗女性学等々、いくらでもやるべきことがあります。大きく言えば還相社会学とでも言うべきでしょうか。

それらの作業を通して、現代社会に新たな念仏者を生み出すことです。そしてこれらのことは発想さえ変えれば、今すぐにも始められることです。私たちはそのことを具体的に始めたいと考えています。

もう一つの必要なこと、言うまでもなく、宗会の問題です。宗会のご承知のように宗参両議会で形成されていますが、特にその中核ともなるべき宗議議會を緊張感あふれるものとするのです。参議會的側は、制度上様々な課題がありますが、それでも何か変えていこうという意欲があるように感じられることが出てきています。他方、宗議會的側は、圧倒的多数の与党体制が続く中で、宗議議會全体が何とも緊張感のないものになってしまつています。もちろんそれは、宗議議會だけの問題ではありません。その選出母体である全国各教区の宗議會議会に対する取り組み方の問題でもあります。不満はありながら、面倒なことには関わりたくない、自分のことだけ、何とかやっていけばいい、それはそれでやりがいのあることも一杯ある。宗議會議などは、やりたい人にやってもらえばいいというムードがあるのでないのでしょうか。「さしあつての無難を願うという小さな我執」といわれたのは三國連太郎さんですが、まさにこの言葉どおりのこと

が、わが宗門でも横行しているのではないのでしょうか。私たちが宗議会の中で「同朋社会をめざす会」を結成したのはいうまでもなくこれらの現状を何とかしたいと考えたからにはかなりません。

さて、その現状を打破するためには何が必要なのでしょう。

そのためには、圧倒的多数の与党と少数の野党による議会構成を壊すことです。それは単に与党興法議員団だけの問題ではないと思われまます。私たち野党にもその責任があります。そこで、任期満了となる、いまが大切なわけです。どうしても今の状況を破らねばならないと思います。それには今回、多くの教区でこの人ならという人を選挙に出してほしいし、出てほしいのです。これからの未来を託すことのできる人たち、そして女性にです。未来を託すことのできる人というのは単に年齢だけではないことは言うまでもありません。変わりうる人、僧伽（サンガ）運動に意欲のある人、みんなの一員になる人でなく、一人になれる人、変わり続けようという意欲のある人であって、押し付けたり、とどまったり、自信たっぷりであったりしない人です。菩提心と野心とは両立しないことは言うまでもありません。

これらのことは次の機会にという事ではないと思われまます。なぜなら、真宗大谷派という名に魂をゆずられ、それに責任をもって応えようとする僧伽（サンガ）運動には、時が大切だと思えます。それは今という時です。もちろん百年後に備えての準備も当然ですが。

与野党共に、新しい緊張感あふれた、そして何よりも親鸞教学に学ぼうとする、念仏者たらんとする議員の誕生を願ってやみません。

私たちは「大谷派なる宗教的精神」というものが、

この混迷した日本社会、そして世界の状況に対して、確かな未来をひらくことのできる思想であると確信しています。

これらのことは、あなたもきつと考えられていることです。

是非あなたも一緒に、魅力のある、夢のある真宗大谷派を生み出したいものです。

同朋社会の顕現

— 今こそ宗憲の再選択を —

一九八一年、わが教団は新宗憲を制定し、宗門の存在意義を「同朋社会の顕現」にあると見定め、また宗門の運営手法として「同朋公議」を採用することを表明しました。

爾来三十二年。はたして我々は、「同朋社会の顕現」を標榜する宗門として、社会に対していかほどの働きかけを為しえたでしょうか。また内に対しては、「同朋公議」を掲げる宗門として、どれほどの変革を実現しえたでしょうか。

近年のわが大谷派における宗政は、深い危機感と厳粛な懺悔によって発起した同朋会運動の初志に背き、その運動の歩みにおいて遭遇した幾多の問題（教団問題・部落差別問題・靖国問題等）に比べて獲得された宗憲の精神を見失っていると言わざるを得ません。

それは親鸞聖人七百五十回忌・同朋会運動五十年・新宗憲制定三十年という絶好の機会においてなお充分な総括がなされず、その当然の帰結として何らの新たな展望が開けないという一事に明らかです。

急速に進む人口の減少・過疎化・少子高齢化の波は、これまで教団を支えてきた村落を疲弊させ家は解体に向かっています。その一方で宗教に対する無関心は蔓延し、教団離れ寺離れは加速しています。こうした寺院を取り巻く環境の激変によって、教団の教勢の低下とそれに伴う財政の悪化傾向は今後避けられないでしょう。

私たちは今こうした状況の中に、自らの存在意義を見失い将来の展望を持てないまま、不安感と閉塞感を抱えて、投げ出されているのではないのでしょうか。

この混迷した時代社会と教団状況であるからこそ、今教団の一人一人があらためて「いかなる国を願うのか、いかなる宗門を願うのか」と問わなければなりません。私たちは二〇一二年九月、宗憲で表明した「同朋社会の顕現」が宗門の存在意義と使命であることを再び選び取り、その責任を果たさんと「同朋社会をめざす会」を発足しました。同朋社会をめざすとは、宗門内外の人々に親鸞聖人の言葉を届けることによって、人々の魂にふれる変革を、宗門、そして現代社会に生み出すことに外なりません。

以下、宗門に蔓延する無関心と閉塞感を克服し、同朋公議を実質化する試みとして、終わりのない歩みの現時点における一つの方向を示すものです。皆様のご意見・ご批判をいただければ幸いです。

新たな「宗門のかたち」

中央「統治・集権型」から、

教区・組「自治・分離型」へ

(1) 中央「統治・集権型」の問題

宗門のしくみは、宗務官僚制によるきわめて強力な中央集権体制の下にあると言えるでしょう。それは行政のみならず、財政においても、さらには教化の面においても一貫していると言えます。つまり、教えも財も人もすべて本廟に収斂させるような宗門運営のあり方です。さらに、近年の宗政は、組織として、いかに効率よく管理運営するかという経営主義的関心に傾斜しすぎているように思われます。そうした教団の独善性・閉鎖性に対する批判力が枯れた時、宗門の命脈も絶たれてしまうことになるでしょう。宗門は、宗門保持のために自ら犯す組織悪を否定媒介として歩み続けるその運動の中にだけ、いのちを取り戻すことができることを銘記すべきです。

(2) 「上下の関係」から「水平の関係」へ

制度疲労を起こし末期的状況に陥っている宗門のかたちは、根本から改めなければなりません。それが「中央」統治・集権型」から教区・組「自治・分権型」への移行の提唱です。宗務所と教区・組が固定化された上意下達システムにおける「上下の関係」ではなく、「水平のネットワークの関係」となり、宗務所はその核的なはたらきを果たすことが望ましいと考えます。

(3) 役割分担の明確化

水平の関係と言っても、宗務所と教区は任務と役割の違いによって位置づけは当然異なります。そこでそれぞれの役割分担を明確にする必要があります。それを以下のように考えます。

「宗務所」

- ・教団の根幹にかかわる事業の企画と総合調整
- ・教学の研鑽と育成
- ・時代社会への発信・提言

「教区・組」

- ・教化事業の権限と財源を持つ

(4) 教区自治の確立

教化事業の権限と財源が中央に一極集中している現行システムにおいては、教区・組の自治や自立が確保されていません。独自性と主体性が求められる教区・組の教化の現場において活動が停滞し、参画への意欲が喚起されないのは当然でしょう。今まで末端機関と位置付けられてきた教区・組を先端機関と位置づけ、そこでの自主性・自立性が高められることによって参加意識・参画意欲が高まるのではないのでしょうか。

(5) 改革に向けた課題

しかしながら、「新しい宗門のかたち」への改革はまことに容易ならざるものがあります。以前から「古い宗門体質の克服」ということが叫ばれてはいますが、一向に進展していません。長い歴史を経て体質化した「中央

「統治・集権型」構造は、中央から地方への「行政統制」「財政統制」「教化統制」のかたちをとって、小手先の改革などでは微動だにしない盤石さで私たちを取り囲んでいます。なにがその構造を支え、どこに課題があるのか。以下に改革に向けた課題を提起したいと思います。

財政改革の方向

(1) 「懇志教団」の確立

教団は「懇志教団」と名のりをあげています。それは御門徒一人ひとりの御懇志によって運営される教団ということ。つまり基本的にはお預かりした御懇志の範囲内で事業を行うということになります。

しかし、現在の宗政は、現行の予算・財務状況を全面肯定したまま、現行もしくはそれ以上の財源を、いかに全国まんべんなく求め得るかという点に関心が集中しているのではないのでしょうか。「教財一如」の美名のもとに、財を生み出すための施策・運動に転落しかねないことに注意を払う必要があります。

また現実には、毎年内局から教区に「御依頼」がなされ、教区において寺院・教会に「割当」されます。「割当」に対しては完納・未納が生じ、多くの教区では、未納に対してペナルティが設けられています。それは本来懇志である「御依頼」が、義務金化していることを意味しています。内部での差別・制裁といったものを呼び込むことのない募財制度が求められます。

「懇志教団の確立」という願いを、これからの財政を考えていく基軸に据えるべきだと考えます。

(2) 収納実態から見た課題

現在、宗派経常費の教区御依頼総額の七割近い額が、院号法名・真宗本廟収骨等の相続講の賞典を目的とした即納によるものです。すなわち、財源の多くの部分が一部の御門徒によって支えられているということです。そうした財政のあり方は不健全であり、将来的に不安定であることは言うまでもありません。

一人ひとりの御門徒と教団の関係を確かなものにしてゆくためにも、すべての御門徒にご負担を願うかたちが望ましいのではないのでしょうか。

また「院号法名」については、真宗の教えに照らして問題があり、その差別性が指摘されています。一方でそれを奨励し、それに支えられてきた歴史があります。廃止も視野に入れた幅広い議論が必要な課題であると考えます。「真宗本廟収骨」についても、大谷祖廟への納骨に移行していくことを含めて検討する必要があるでしょう。

(3) 交付金制度の見直し

各教区で経常費として納めた金額の十七%が教区に交付され、それが教区の主たる収入になります。しかもその交付金は、無条件に交付されるのではなく、実施された教化事業に対して交付されます。つまりこの「交付金制度」こそが、中央が地方を財政的に支配し、それによって中央が教区・組の教化を統制するシステムです。

先に述べた「中央「統治・集権型」から教区・組「自治・分権型」へ」宗門のかたちを変えるためには、交付金制度の改革は不可欠です。

教区が拠出した金員を宗務所から交付を受けるのではなく、逆に宗務所が必要とする経費を教区が拠出金として交付する形が望ましいと考えます。

「同朋の公議公論」の実現に向けて

(1) 「同朋公議」の現在

宗憲において、「同朋公議」を教団運営の基本理念として宣言したにもかかわらず、その実質化への歩みはほとんどなされていないと言ってもいいでしょう。教団内外の壁・僧俗の壁・男女の壁は厳然として存在し、住職中心・僧侶中心・男性中心主義はいたるところに見られます。同朋公議を制度として実質化し、より多くの宗門構成員の意見を柔軟に反映できるかたちに変えることで宗門活動を活性化させ、宗門人の宗政参加を促すための基本的土壌整備が肝要です。

(2) 選挙制度改革

宗議会選挙における「住職同意権」の撤廃

二〇〇四年、それまで住職にしか認められなかった宗議会議員選挙における被選挙権が、二十五歳以上の教師にまで拡大されました。しかしそこには所属寺院・教会の住職・管理者もしくは代務者の同意が必要という条件が付けられました。

当局は「住職の同意権」の理由を、寺院が宗門の重要な構成単位として宗門活動の中心的基盤であり、住職には様々な責任と権限が与えられていることによると説明

します。

しかし教師は、教団人としての責任と使命を自覚するものとして認められたうえで、宗務総長によって補任された者です。その教師に対して、最も基本的権利の一つである被選挙権を、一住職が侵害することを認める条例は、「何人の専横専断をも許さず、あまねく同朋の公議公論に基づく」と定めた宗憲の基本理念に反するものであると考えます。「住職の同意権撤廃」を求める所以です。

教区会議員選挙における選挙権・被選挙権の拡大

住職及び教会主管者にしか認められていない選挙権・被選挙権を教師すべてに拡大することは急務です。その際住職の同意権を付さないことは言うまでもありません。

教区会における組長議員の廃止

教区における議決機関である「教区会」には、行政職である「組長議員」が制度的に配置されており、これは、建前として民主主義的体制をとってはいても、議会として民主的たりえず、行政と緊張関係を持つて対峙し独自の意思決定や改革を行うことは、ほとんど皆無に近い状態です。行政と一体化し、立法院として機能しえない有名無実化した議会の現状（宗議会も同質の問題を抱えています）を打破するために、組長議員を廃止すべきではないのでしょうか。

教区教化委員長の公選制

現在は、中央からの出向職員である教務所長が教区の教化委員長を兼務しています。このシステムこそが、前述した「中央「統治集権型」の宗政における「教化統制」

の顕著な例です。それを切り崩すために、まず教務所長と教化委員長を分立し、教化委員長を教区から公選することを提起します。

(3) 男女平等参画をめざして

「男女共同（平等）参画推進条例」策定に向けて

「男女両性で形づくる教団」が標榜されてはいますが、男女平等参画推進への歩みは全く不十分なままであり、男女の壁は教団のいたるところに存在します。

二〇一二年十二月、宗務審議会「男女共同参画推進に関する委員会」の答申が出され、そこにおいて「真の同朋社会の実現と宗門活性化に向け『男女両性で形づくる教団』を現実のものとするべく、『男女共同参画推進条例』策定のための具体的作業に早急に着手」することが内局に強く求められた。

長年にわたってこの条例の試案を提起してきた私たちにとって、大いに期待したいところです。しかしながらこの課題は、教学・教化、制度・機構、儀式・法要という教団すべてにわたって存在しているため、条例の内容について注視していきたいと思えます。

坊守制度について

現在の条例では、住職の配偶者を坊守とし、配偶者がいない場合は、二十歳以上の寺族の中から選定すると規定しています。

しかしこの条例では、坊守になることは本人の意志や意欲によって決められるのではなく、配偶者が住職であるかどうかによって決められることとなります。また坊守を置きたくても置けない状況もあるでしょう。

坊守に関しては、「住職の配偶者」という定義をはずし、住職とともに寺院運営に参画する役職と位置づける。また資格としては、男女・僧俗を問わず、寺族または帰敬式を受けた門徒としてはどうかと考えます。

(4) 僧・俗の壁を越えて

——御門徒の宗政参加を——

同朋会運動の原点 —— 共同教化の視点から ——

同朋会運動は当初から「共同教化」ということが課題とされてきました。それは第一に複数寺院による教化活動であり、第二に僧侶・門徒の協力による教化活動を指します。同朋公議の精神に立ち返ってみた時、重点は第二にあり、僧俗の壁を越えて御同朋として共に学び合う場を生み出していくことが願われています。それがどこまで成し得たのか。成し得ていないとすればどこに原因があるのか。この視点で教団のあらゆる分野を点検総括することは、「同朋公議」を標榜する教団においては重要な意味があります。

「組」の現状

この視点で、大多数の僧俗宗門人にとつての具体的な宗政の場である「組」の現状を見た時、依然として浮かび上がってくるのは「住職中心・僧侶中心・男性中心」のすがたです。

「組制」第二条には、組が「共同教化の単位」であり、「恒に同朋の公議公論に基づいて運営されなければならない」と定めています。しかしその運営に本来平等に参画すべき「組会」と「組門徒会」において、「組会」の優位性は明らかです。

さらにその組会の会員は「住職、教会主管者及びその代務者」であり、また「組同朋総会」は僧俗が一堂に会することはあっても、あくまで「意見を広く聴取する」場と位置付けられており、共同参画する場とは成り得ていません。

つまり、制度的には門徒にも一定の参画の道が開かれ、同朋公議が機能しているように見えて、実際は厚い壁があり閉ざされている現状があります。

この組会と組門徒会の問題は、教区会と教区門徒会、宗議会と参議会の問題とも通底している課題です。議会が活性化せず、改革への道が開けない重要な要因がここにあると言えるでしょう。

組会と組門徒会（教区会と教区門徒会）の同時開催

こうした現状を打破する一つの方途として、組会と組門徒会（教区会と教区門徒会）の同時開催を提言したいと考えます。すでにいくつかの組・教区で実施されているこの方法は、現行制度では異例であるかもしれませんが、同朋公議の精神からすれば本来の議会のすがたであると言えます。合わせて宗議会と参議会の交流・議論も実施すべきと考えます。

今、教団・寺を取り巻く危機的状況の中にあつて、僧侶による変革の限界を自覚し、僧俗・男女・老少を問わずすべての人の力を結集するための方法論が求められています。

(5) 教区・組の改編について

その目的は「宗門がその将来にわたって、同朋会運動を強力に推進していくため、制度機構、財務体制等、地

方宗務機構の基盤整備を行うものである」と示され、今後の宗門のかたち、特に教区のあり方を大局に立って見直していくことが謳われています。

ところが、実際は、教区の合併と教区間の調整作業が、経費節減や事務の効率化というところでのみ捉えられてはいないでしょうか。

教区・組の改編は、宗門のかたち、中央と教区・組の関係、教区・組の活性化等を同時に課題として取り上げることが求められようと思います。

(6) 情報公開の必要性

これまで宗門が「中央「統治・集権型」のかたちを堅持してきた大きな要因の一つが、一部の宗務関係者による情報の独占と非公開にあります。換言すれば、宗門のかたちを「教区・組「自治・分権型」」に根本から改めるためには、情報の公開が不可欠であるということです。

宗務機関が保有する情報は、本来すべての教団人のものであり、当然のことながらそれを求める権利を有しています。情報の公開と共有は、宗政への関心と信頼を高めるとともに、宗政への主体的参加の意欲を促すことにつながるといえます。

現在の、宗門に対する無関心・無力感・閉塞感を打破し、同朋公議の実質化によって公平で開かれた宗門にするために、情報公開にむけた条例の制定が必要であると考えます。

議会制度について

—宗議会の健全化に向けて—

(1) 常任委員会の設置

議会のあり方は、宗政に大きな影響を及ぼします。しかし、多くの意見を聞き取り、審議を深め、問題点を明確にしていこうという環境は、今の宗議会においては充分ではありません。

自嘲をこめて言えば、宗務当局の提案する諸議案を通していく「承認機関」に化しています。

そういう現状から脱却するためには「行政おまかせ主義」型から「議会主導」型に切り換える必要があります。それにはまず、対案としての条例や政策を提案出来るだけの議員自身の研鑽が求められるでしょう。

次に、常会が開かれていない期間に、議会の質を持った委員会（常任委員会）の設置の必要性があります。そこでは、それぞれの部署に於いての予算の執行状況、業務を展開する上での課題の確認、あるいは抱えている問題点の共有が図られることでしょう。数年前から、上半期業務報告の時間が持たれるようになりましたが、その内容と時間の充実を期し、やがて常任委員会に近い委員会制に移行することが求められます。

(2) 違憲審査会の設置

『宗憲』第五条に「宗憲は本派の最高議決機関であつて、この規定に反する規則、条例、達令及び宗務に関するその他の行為の全部又は一部はその効力を有しない」とあり

りますが、宗憲に反するか否かを審査する機関がありません。

現状では、多数が問題ないといえ、問題がないことになっていきます。多数が「公議」なのです。「世のいのり」として「ひとり」を支える「教え」こそ「公」であることを忘れてはならないと痛感しています。

宗憲に違反していないかどうかを審査する機関の設置の必要性を感じます。

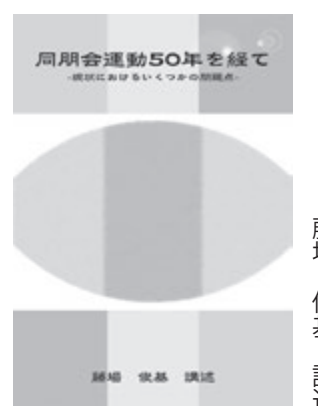
(3) 「決議」の具現化

最高議決機関である宗会において採択された「決議」を具現化することは、宗務当局に科せられた任務であると思いますが、そのようになっていない現状があります。そのことを、チェックする議会と宗務当局との緊張関係が欠かせません。

二〇一三年三月四日
同朋社会をめざす全国集会 講演録

同朋会運動50年を経て

・現代におけるいつかの問題点・
藤場 俊基 講述



同朋会運動50年を経て
現代におけるいつかの問題点

藤場 俊基 講述

内容
 (1) 当事者の欠如 (2) 危機意識の希薄化
 (3) 歴史的検証の不在 (4) 批判(精神)の封印・抹殺
 (5) 教学(思想)的確認・検証の欠落 (6) 信の変質
 (7) 理念の消滅
 同封していますので、是非、ご一読ください

第58回宗議会報告

【懺悔なき議会】

二〇一三年五月三十日から六月十一日までの会期で、宗議会が開催されました。

昨年、十月に里雄内局が発足して、はじめての宗議会となります。そのため、何かが変わるのではないかと、淡い期待を込めて議事に臨みましたが、総長は変われど、何ら変わることはないわが議会のあり方でした。

総長は、所信表明で「伝える」ということを宗務執行の基本としたいと述べられ、また、宗憲を私たちの先輩方の「厳粛な懺悔」に基づき菩提心の結実と表現されました。

ところで、大谷派議会は大谷派宗憲を拠り所として、その宗憲に照らして、具体的な政策や条例の妥当性を審議する場であると誰もが思っていたのではないかと思います。ところが、わが議会在が拠り所としているのは、宗憲ではなく、これまでの弊習であったり、世間の常識であることが往々にしてあります。なぜ、そうなるのか。あるいは、問題の所在はどこにあるのか。そのことがなかなか明確にならないということがありますが、このたびの総長演説に触れることで、わが議会在に欠落しているものはつきりしたように思います。それは、総長が、宗憲を「厳粛な懺悔」の結実であると述べられた、その「厳粛な懺悔」の欠落こそが、宗憲に立脚しないわが議会的あり方そのものであると気づかされました。その懺悔と

は、状況と自己自身への厳しい批判精神であり、それを見失うとき、言い訳と妥協でどこまでも現況を肯定することとなるでしょう。

我々は今議会でも、二案件を議員発議しました。一つは、宗議会議員選挙に関する改正案です。

二〇〇四年、それまで宗議会議員選挙の被選挙権が住職にしかなかったものが、二十五歳以上の教師にまで拡大されました。しかしそこには、所属寺院・教会の住職・主管者もしくは代務者の同意が必要という条件がつけられました。しかし、宗門を担わんとする意欲ある人に、住職の同意が得られないときには、立候補が出来ないということになります。果たしてそのことが、宗憲の柱の一つといえる同朋公議に適っているのかということが問題であります。私たちは、何ら条件を付けず、すべての有教師に被選挙権を付与することを発議しました。

同朋公議とは、何人の専横専断を許さず、一人でも多くの人の意見や考えを反映させるようにして宗門を運営したいというもので、そこには一人に対する深い信頼がもとめられます。

一方、当局は、住職に同意の権限を認めること、理由を、寺院が宗門の重要な構成単位として、あらゆる宗門活動における中心的基盤と位置付けられ、住職に様々な責任と権限が与えられていることによる、と言います。言い換えれば、住職中心にこの宗門は出来ていて、その住職には多くの義務が課せられている。そのため多くの義務を負うものは、それに見合った多くの権限や権利を有するという、ある意味分かり易い理屈を根拠としてはいますが、問題はそれが、同朋公議に適っているのかどうかということなのです。皆さんは、どのように思われ

ますか。

もうひとつの条例改正発議は、坊守規定の改定についてであります。現今の条例では、住職の配偶者を坊守とし、配偶者がいない場合は、二十歳以上の一族のなかから選定すると坊守を規定しています。ところで、いまや家族の形態は、様々です。それは、寺院生活者においても、例外ではないでしょう。友人のことで申せば、住職を務める友人と病身のお母さんのふたり暮らしです。寝ておられるお母さんが坊守としての任務を果たすことが無理だとすれば、いまの条例では、その寺には坊守を置くことはできません。

ここでは、配偶者と規定する問題性について触れませんが、条例や規則はそこから漏れる状況を作らないということが最低限必要であります。男女の性差を超え、門徒と一族の壁を越えて、同朋公議にふさわしい宗門運営の実現を目指して、「寺院・教会に坊守を置くものとする。寺族又は帰敬式を受けた門徒で住職、総代とともに願い出たものが就任する」という改正案を発議しました。

残念ながら、両発議案とも、賛成少数で否決されました。そこには、宗門財政を担う者への配慮や時代の変化に応えようとせずこれまでの弊習にたつた判断はありますが、宗憲を拠り所とした選びが見られないことが残念です。

【「憲法改正反対」決議を 宗議会・参議会で採択】

今議会の大きな責務のひとつとして見定めていたことに、「憲法改正反対」を決議し、大谷派議会としての意思を社会に対して明確にしたいということがありました。

合わせて、宗務総長名で宗派としての声明、並びに、政府与党への、憲法堅持の要望書の提出をお願いしましたが、検討するという答弁にとどまり、未だ宗派声明はだされていません。

議会では、参議会とともに全会一致で、「憲法改正反対」決議（資料）が採択されました。この度の「改正」の目論見は、九十六条改正という改憲要件を容易にし、その先には恒久平和を謳っている九条を改め、日本を再び戦争する国に変えようとする危険性を孕んだものであります。私たち大谷派議会は、一九九五年「不戦決議」を採択し、いのちを軽んじ、人を殺して愧じない戦闘行為を否定し、これらの惨事を未然に防ぐ努力を惜しまないと誓いました。平和を願求する念仏者として、その意思を明らかにすることは、今の時代だからこそ、非常に大事であると思います。参議会と共に、全会一致で採択できたことの意義は大きいと思われまます。

【諸施策について】

1. 真宗教化センター

寺院において、あるいは組や教区で教化活動を展開していく上で、必要とされる情報を求めに応じて発信して

いくことが真宗教化センターの大きな任務の一つです。たとえば、講師や教化資料、テキストについて、あるいは、寺院や組に於いての具体的事例の紹介等であります。また、課題を共にしている人たちが一堂に会して、情報交換や相互研鑽を果たせる場を提供し、人の交流をはかるといふことも大事な任務です。

あるいは、宗門が有する書籍や教化資料を整理、管理する総合資料室、さらには、今まで問い合わせや相談に對して、対応する部署が明確にされていなかったということがありましたが、その窓口業務を真宗教化センターが担うというものです。

その他にも、宗門挙げて教化事業を展開していくうえで、必要な事項や業務を担当する部署として、この教化センターには、今後の大谷派の命運がかかっていると大いに期待するところであります。

今後は、その教化センターが、期待に応えうる機能を果たしているかどうか、注視していく必要があるでしょう。その建物を、宗務所の北側、大谷婦人会館の場所に、十六億六千七百万円の予算で教化総合施設として、来年の二月から工事に入り、再来年四月には竣工したいという提案が当局からありました。

なお、原発反対を具体的なかたちとして示していく上からも、教化総合施設の屋根部に広範囲にソーラーパネルを設置することが望まれましたが、京都市の景観条例で、それが適わず、外観からは見えない屋根の一部に設ける事になったことは残念です。

2. 親鸞仏教センター

「親鸞仏教センター」は、東京都文京区本郷に、首都

圏の学事施設として、二〇〇一年に開設されました。十年余りにわたり、大事な仕事を果たしているという事は認めつつも、地元の東京教区と殆ど没交渉であったり、教学研究所との連携ということも全く試行さえされていなかったり、あるいは、原発や憲法問題等の現代社会が抱える諸問題に如何に応答してきたかということが問われてもいます。

今回、蓮如上人五百回御遠忌に際して設けられた教学振興事業推進資金のうち、親鸞仏教センター資金として確保されていた九億円を一般会計臨時部に計上して、施設の拡充をはかりたいという提案がなされました。

しかし、その九億円の計上が、余りにも乱暴と言わざるを得ません。予算計上というのは、こういう事業を展開する、あるいはこれを購入したいということがまずあって、それを元に予算が立てられるものでしょうが、ここでは、親鸞仏教センター資金として九億円が確保されているから、それをそのまま、何をどうしたいということが明確でないまま計上されたものです。そこにあるのは、新しい施設が欲しいという事だけです。算出根拠を示さず、後は我々に任せて欲しいという丸飲みを要求するような計上の仕方が行きません。

施設を拡充する前に、十二年経って、今まで通りの業務内容でいいのかどうか、関係者の方々では常に検討されてはいるのでしょうか、宗門レベルで協議、検討を加えることがなされるべきではないでしょうか。

3. 教化伝道研修

二〇一一年度で終了した教化特別研修生制度の願いを継承するかたちで実施されるということです。次世代の

宗門を担う人の誕生を期して、研修科二年、実習科一年とし、研修科は教区教化委員長の推薦により、一期三十名以内とし、本山での三泊四日の研修六回が中心です。課程修了者には、修了書を交付し、教区での教化活動に積極的に参画することを要請するというものです。また、実習科は、研修科修了者で試験に合格した若干名を対象とし、同朋会館補導実習、法話研修等を受講し、修了者には修了書を交付するという事です。ともに、教学研究所が実施する事業であります。

人が育てられ、生み出される大きな機縁となることを期待したいものです。ただ、修了書の交付というものが必要なのか、エリート養成に成りほしくないかが気がかりなところではあります。

4. 男女平等参画

宗務審議会「男女共同(平等)参画推進に関する委員会」が、男女平等参画推進に向けて、基本条例制定の必要性を答申しました。当局は、その答申を受け、常設の「男女共同(平等)参画推進会議」の立ちあげを表明していますが、その時期、及び今後の基本条例制定に向けてのロードマップについては、一切言及していません。

日本は、性による格差の度合いは、世界一三五ヶ国中、一〇一位という酷さだと二〇一二年のジェンダーギャップレポートは伝えています。その中でも、わが宗門は、さらにその格差が大きいのではないのでしょうか。同朋社会を標榜する宗門として、同推進会議には、僧俗問わず、女性室をはじめ、宗門内外のさまざまな立場で発言されている方々の参画によって、一日も早い、「男女共同(平等)参画推進基本条例」の制定が求められます。

5. 教区及び組の改編について

皆さんの大変関心の強いことの一つに、教区及び組の改編ということがおありかと思えます。中央改編委員会は、当初全国を十五教区に改編する試案を掲げ、ご遠慮後三年を目途にすすみたいというものであります。ところが、現場の声の聴き取りを重ねていく中で、さまざまな課題が明らかになりました。そこで、提案している十五教区試案の修正をはかることと、タイムスケジュールにしても、全国一律の期限を設定しないということを中心報告として中央改編委員会は提出し、合わせて教区改編に関する手続きを定める条例の必要性を指摘しています。

当局は、その報告を受けて、複数の教区を統括する統括教務所長の任命、また新教区準備委員会の設置等の改編に向けての手続きを定めた改正条例案を提出しました。

この件に関しては、今後とも当事者間の十分な協議が欠かせません。

6. 福島支援について

復興支援金を千六百万増額して、五千六百万として、保養事業の助成に力を入る事が表明されました。具体的には、これまで、保養事業を展開している教区には、上限五十万円の助成がされてきましたが、それとは別に参加者の旅費半額補助をしようというものです。これで、福島から遠く離れている教区でも保養事業に参画する教区が増えることが期待されます。また、保養事業を展開している教区にとつては、経費負担が軽減されて息の長い

支援が可能になることでしよう。

7. 選挙時間、二時間延長

宗議会議員選挙において、選挙権を有する人が出来るだけ選挙権を行使できるようにするための第一歩として、選挙時間を二時間延長して、午前七時から午後七時(これまでは、午前八時から午後六時)までとする条例が可決されました。

今後は、所属寺院から遠く離れて居住する人に対しての配慮や郵便投票の拡大等についても検討を加えていく必要があると思われれます。

8. 請願委員会

国や自治体の議会に認められている請願制度が当議会にもあります。それは、申すまでもありませんが、議席を持たない人が、意見や要望を直接議会に届けること出来るものです。請願を提出される方々は、宗門に対して、深い関心を以て宗門を荷負せんという意欲を持っておられる方と見るべきではないでしょうか。従って、その請願に対しては、現況の中で出来るだけ応えることが肝要であると思えます。また、取り上げられないという場合には、請願者が納得できる理由を示す必要があると思われれます。

今回、提出された請願は、三種類、六件の請願でありました。内容としては、教区会議員選挙の選挙権・被選挙権に関する請願が四件、御影堂から見真額を降ろすことを求める請願が一件、宗議会において憲法改正反対決議を採択することに関するものが一件でありました。

見真額については、次の項で取り上げたいと思いますし、憲法改正反対決議は採択されましたので、途中でこの件に関する請願は取り下げられました。ここでは、教区会議員選挙に関する請願について報告したいと思いません。

ここで少し、仕組みを説明しますと、議長に提出された請願は、請願委員会に回付され、その委員会で議会上にかけることが相応しい事案であるかどうかを審議し、議会でその請願が採択されると、請願内容によって議会で対応するか、内局が措置するかがはかられます。内局が措置した場合には、次回の議会にその内容を報告しなければなりません。

教区会議員選挙の選挙権・被選挙権は、現在の条例では共に住職にしかありません。それを、教師資格を有する人にまで拡大しようという請願です。その理由として挙げられているのは、教区の諸活動は、住職だけではなく、多くの教師が関わり担っている現状のなか、議決機関である教区会に於いても、教師が参画できる道を開くことが、教区の活性化に欠くことが出来ない要件であるからというものです。もっともな請願であると思えます。

で、請願委員会での審議ですが、そのことに反対の委員はいませんでした。ただ、これを議会に付する事が妥当かどうかということになると、三対五で否決されました。

その否決理由は、教区会には組長議員という課題もある、そのことと合わせて問題にすべきであり、選挙資格だけを取り上げるとは反対。あるいは、今、宗門は教区改編や財政課題を抱えている、それらの問題と合わせて考えるべきでこれだけを取り上げる事は反対。極めつけは、宗門には、様々な問題があり、抜本的にそれらの

問題を課題化していく中で取り上げるべきで、これだけを今取り上げることは反対。概ね五名の委員の方々の反対意見は、これらに収斂されます。問題はあっても、それを改正していくことには賛成できないという事なのでしよう。問題があるなら、議会が改めずに、どこがその仕事を果たせるというのでしょうか。ここにも、宗憲の精神に立った議会運営が軽んじられている現況があります。

9. 見真額について

私たちは、御影堂の正面に見真額を掲げ続けることが、宗祖として親鸞聖人をいただく宗門として相応しいのかということ提起し続けています。

今回の一般質問で、同僚議員が、これまでのこの問題に対する当局の答弁の変遷を次のように整理してくれました。

二〇〇九年には、「宗門の負の歩みを明らかにし」と、そこに大きな問題性を見届ける視点はありませんでしたが、二〇一一年、二〇一二年の答弁では、「困難な時代状況の中で一宗の自立を目指して歩まれた先輩達の純粋な願い」と、積極的に見真額を評価し直そうとする答弁になっている。

そして今年の答弁は、負の歴史を認めつつも、宗門の自立のうえから見真額を必要としたとし、その歴史を宗門あげて学ぶことこそが大事で、下ろす下ろさないを判断する時ではないというものです。

私たちが、問い続けてきたのは、本願念仏の教えの上から、見真額を掲げることの妥当性はあるのかということであるにも関わらず、答弁はいつも、事情や状況の説

明に終始してきました。もともと、事情や状況は、無視すればいいという乱暴なことをいうつもりはありません。事情や状況は、社会的に存在する宗門にとって、非常に大きな要件であります。ただ、事情や状況を第一とし、教えを二の次とするとき、教えはどのようにも変質していきます。その具体例が、真俗二諦論であります。そのことを、今も良しとする象徴が他ならぬ見真額であると考えます。

皆さんは、どのようにお考えでしょうか。

10. ご遠忌決算が確定

二〇〇三年度から二〇一一年度の九ヶ年に互ったご遠忌総計画書の決算が確定しました。総額は、三百三十六億円。そのうち、ご依頼総額は、当初予算百九十八億円に対し、決算額は二百二十二億円と、率にして十二パーセント以上の超過のご協力をいただくことが出来ました。果たして、ご門徒の皆さんの期待と負託に充分応えるご遠忌であったのかどうか、今後とも検証されなければなりません。

多くの余剰が出たため、真宗本廟奉仕施設(同朋会館他)整備積立金に二十億円、両堂等修復積立金に二十二億四千万円等、計五十二億四千万円を今後の事業展開のための資金として繰り入れたということです。

11. 両堂並びに御影堂門修復工事経費と

工期について

A. 御影堂工事

経費 九四億八千万円

二期二〇〇四年三月～二〇〇九年八月
B. 阿弥陀堂工事

経費 四十八億六千万円

二期二〇一二年二月から二〇一五年十二月

C. 御影堂門工事

経費 二十億一千万円

二期二〇一二年二月から二〇一五年十二月

D. 仮設素屋根工事

経費 十七億九千万円

故和田正之氏、故松岡元雄氏の追悼法要、ならびに追悼演説が六月三日、議場においてご遺族参列のもと執り行われました。会派は、違っていました。両氏の議員としてのご活躍に敬意を表し、心よりお悔やみ申し上げます。

資料

日本国憲法改正反対決議

政府与党は、日本国憲法第九十六条の「改正」を表明しております。これは国会における改憲発議要件を三分の二以上から二分の一以上に緩和することにより、憲法「改正」を容易にしようとするものです。本来、憲法は、国民からの負託によって、国民に代わって行政権を執行する政府を規制する国の最高法規であります。それ故、他国においても同様に、その改正にはあえて厳しい制約が定められています。

言うまでもなく、「国民主権」「基本的人権の尊重」「戦争の放棄」の三大原則を謳う現日本国憲法は、政府が先

頭に立ってそれを遵守し、憲法に基づく施策を具現化していく義務を持つものであり、その具体的実践により、初めて日本国憲法は世界に誇りうる憲法となります。

「国豊かに民安し。兵戈用いることなし」と説く『仏説無量寿経』を正依の經典とする私たち真宗大谷派宗門は、宗祖親鸞聖人の開顕せられた念仏の教えと、そこに流れる御同朋・御同行の精神のもとに歩んでまいりました。しかし、私たちは、過去に戦争においてその教えを歪め、無数のかけがえない命を戦場に送り込むという痛恨の過ちを犯してしまいました。その慚愧に立って、一九九五年宗会において「不戦決議」を行った私たちは、今こそ念仏者として、恒久平和を願う現日本国憲法を守らねばなりません。

よって真宗大谷派宗議会は、日本国憲法第九十六条「改正」反対をここに決議致します。

あとがき

昨年九月、「無所属クラブ」と「恒沙の会」を一つにして「同朋社会をめざす会」を発足させました。

一九八一年、私たちは、同朋社会の顕現を宗門の存立意義と見出し、同朋公議を宗門運営の手法として見定める宗憲を手に入れました。ところが、この宗門の現状を見ると宗憲の精神や願いを忘失していると思えないものがあります。

ここに、改めて宗憲を選び取り、宗憲の願いに立った宗門のあり方、宗憲に則った宗門運営の実現を願って、「同朋社会をめざす会」を名のりました。

今回、時代に応えうる宗門としての喫緊の課題として、真宗教学の再構築の必要性を記し、政策として、宗門に

蔓延する無関心の厚き雲を払拭する視点から、宗務所から教区・組への重心移動ということを中心にしての宗務行財政改革を提案しました。あわせて、今年度宗議会の議会報告を掲載致しました。

どうぞ、きびしいご批判、ご意見をお待ちしています。

歩き出したばかりの拙い歩みで、危なっかしく思われる方々もおられるかと存じますが、同朋社会をめざして、少しでも宗門を変革したいという志にご理解を賜り、何卒、皆さんの厚いご支援をお願い申し上げます。

同朋社会をめざす会メンバー

大澤秀麿（北海道）本間義悦（奥羽）新羅興正（山形）藤内和光（仙台）
旦保立子（東京）藤井学昭（東京）田澤一明（三条）森島憲秀（富山）
篠田穰（岐阜）三浦長（岡崎）眞野琢児（名古屋）三浦崇（三重）
赤松範昭（京都）椋田隆知（京都）本多一壽（大阪）玉光順正（山陽）
釈氏政昭（四国）村上大純（日豊）

大澤秀麿氏が、7月14日、逝去されました。4期、16年にわたって議員としてご活躍されました。特に、宗議会議員選挙の被選挙資格拡大には、大いに尽力され、住職から25歳以上の有教師に開かれることになった功労者のお一人です。ただ、そこに住職の同意という条件が付されたことは、大沢氏にとっては、不本意であったと思われま

共には歩ませてもらった者たちとして、無条件の拡大を実現することこそが、氏のご遺志に応えることと思っています。